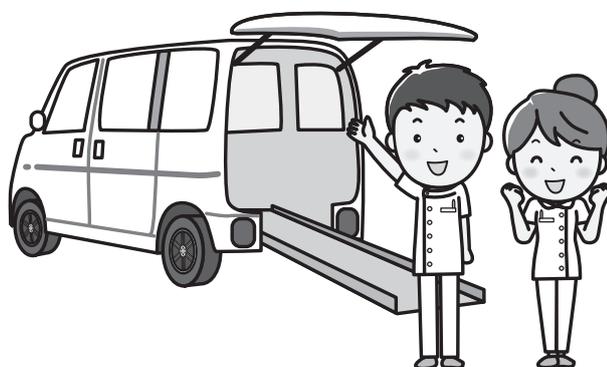


平成30年度

# 北海道内社会福祉協議会の 取組み事例集



# 全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償 ボランティア活動保険



## 対象となるボランティア活動

- ◆グループの会則に則り企画、立案された活動であること  
(グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です)
  - ◆社会福祉協議会に届け出た活動であること
  - ◆社会福祉協議会に委嘱された活動であること
- ※活動のための学習会または会議などを含みます。  
※自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みます。(自宅以外から出発する場合は、その場所と活動場所への往復途上となります。)

## 保険金をお支払いする主な場合

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。(ケガの補償)
- 活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなられた。(ケガの補償)
- 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。(ケガの補償)
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花瓶を落としてこわした。(賠償責任の補償)
- 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

## 保険金額・年間保険料(1名あたり)

		Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円	1,400万円	
	後遺障害保険金	1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円	100,000円
		外来の手術	32,500円	50,000円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ		
賠償責任の補償	葬祭費用保険金 (特定感染症)	300万円 (限度額)		
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円 (限度額)		
年間保険料	基本タイプ	350円	510円	
	天災タイプ(*) (基本タイプ+地震・噴火・津波)	500円	710円	

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償します(天災危険担保特約条項)が、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

## ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

- 行事参加者(主催者(個人)を含みます。)全員のケガを補償
- 行事主催者の損害賠償責任も補償

## 送迎サービス補償 (傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者を特定したAプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したBプラン

## 福祉サービス総合補償 (傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

- 在宅福祉サービス
- 障害福祉サービス
- 公的介護保険対象外サービス(含みます。)
- 児童福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業
- 地域福祉サービス
- 介護保険サービス
- など

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

### 団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

(引受幹事 保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
TEL: 03(3349)5137  
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

### 取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763  
営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。



# はじめに



本会では、全道市町村社協会長・事務局長研究協議会をはじめ、各種研修会において道内市町村社協の実践活動を発表いただく機会が多くあります。

また、北海道社協職員連絡協議会では、平成26年度以降、全道社協職員研究協議会において、道内15ブロックの全てから活動発表をいただき、学会を参考にした運営を行っています。

これら多くの実践発表の内容は、研修等において共有されてきたところではありますが、研修に参加できなかった社協職員にはお伝えすることが出来ませんでした。

このため、平成28年度から隔年で、これらの発表の中からピックアップした事例集を発行することといたしました。

この事例集では、北海道または全国的に先駆けて行われている活動や北海道で共通して課題とされている活動などを紹介します。

最後になりますが、本事例集の作成にあたり、ご協力いただきました多くの皆様に心からお礼を申し上げます。

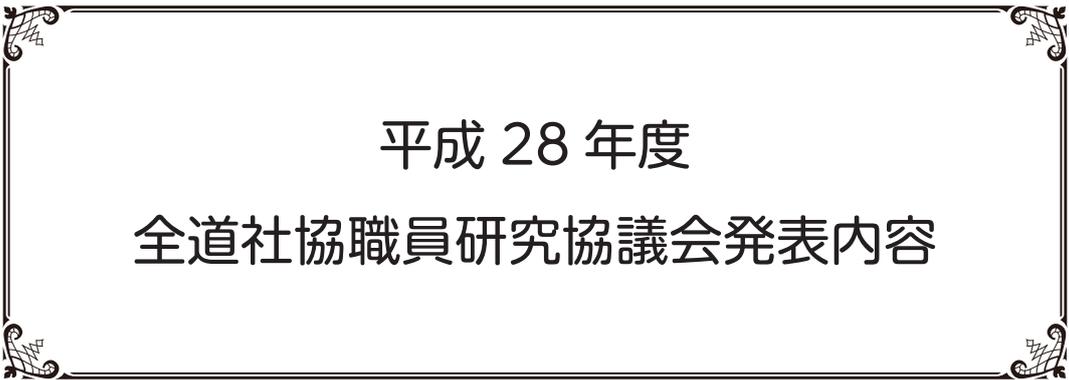
平成30年7月

社会福祉法人北海道社会福祉協議会  
会 長 長 瀬 清

北海道社協職員連絡協議会  
会 長 石 川 克 己

# 目 次

はじめに.....	1
<b>平成28年度全道社協職員研究協議会発表内容</b> .....	<b>3</b>
①札幌市社会福祉協議会.....	4
札幌市におけるコミュニティソーシャルワーク推進の取組	
②ニセコ町社会福祉協議会.....	8
配食サービスと配食ボランティア～高齢者を支える高齢者～	
③浦河町社会福祉協議会.....	11
人でつながる 想いで広がる わかもの就労支援 ～当事者の心に寄り添う浦河町のネットワーク～	
④豊頃町社会福祉協議会.....	14
キャラクター“トヨッピー”を活用した社協事業PRについて	
⑤釧路市社会福祉協議会.....	19
小地域ネットワーク活動活性化事業 ～小学校区を単位としたコミュニティソーシャルワークの展開について～	
<b>平成29年度全道社協職員研究協議会発表内容</b> .....	<b>23</b>
①名寄市社会福祉協議会.....	24
多分野・多世代地域活動拠点・協議体事業 ～市街地常設の共生型活動拠点とその活動～	
②帯広市社会福祉協議会.....	28
地域交流サロン事業の課題解決へ向けた取り組み ～送迎支援協定締結までの経過から見えてきたこと～	
③羅臼町社会福祉協議会.....	32
学校と連携した福祉教育 ～学齢期に応じた講座～	



平成 28 年度  
全道社協職員研究協議会発表内容

# 札幌市における コミュニティソーシャルワーク推進の取組

## ■事業を開始したきっかけ

平成7年度から福祉のまち推進事業（以下「福まち事業」と省略。）を進めてきた結果、89カ所の地区社協に地区福祉のまち推進センター（以下「地区福まち」と省略。）が設置され、見守り・訪問活動を中心とする日常生活支援活動が全市的に広がりを見せている。

平成27年度に福まち事業は20周年を迎えたが、全国的にコミュニティソーシャルワークが展開されているため、今までの取り組みを見直し、社協の役割価値を高めるため、地区福まち、区社協、市社協の機能・役割を明確化し、事業を進めることが求められる。

今後、職員全員が目標の共有化を図るため、社協が目指す地区福まちの「将来像＝あるべき姿」等についてまとめることとなった。

## ■活動内容

### 地区福まちの目指すべき姿（5年後）

#### 「コーディネート機能の強化－地区ボランティアセンター化を見すえて－」

今後をみすえた時に、ひとり暮らし高齢者等の増加や人間関係の希薄化、家族機能の低下等により、日ごろの見守り・訪問活動等を通じて寄せられた地域住民の困りごと（ニーズ）を受け止め、地区福まちにできること、専門機関に協力を求めることなど、地区福まちのコーディネート機能を強化する必要がある。地区福まちが地区ボランティアセンターとなるよう未来像を掲げ、それを実現するために区社協が全面的に支援する。



『全員真剣！～地域福祉マップで見守りを考えています～』

西区 西野地区 西野第二町内会

(1) コーディネーターの養成

平成30年度までは、地区福まちのコーディネート機能強化にかかわる普及啓発を行い、平成31年度から、区社協が各区共通のカリキュラムに基づき養成を開始する。

(2) コーディネーターの配置

コーディネーターは地区福まちに配置し、困りごと(ゴミだし、除雪、話し相手等)の把握や福祉推進委員会(単位町内会)の支援等を行い、地区で対応が困難な事例等は、区社協に相談し個別検討会議を行う。

(3) 区社協とコーディネーターとの連絡会議の開催

区社協はコーディネーターとの定例会議(3カ月に1回)を開催し、情報交換等を行い、地区の相談・調整状況を把握する。

(4) 福祉推進委員会・単位町内会への支援

区社協が地区福まちと協働で行い、地区福まちが単町の実情を把握し、効果的な支援が行えるよう情報交換の場等をつくる。



『見守り訪問活動』

手稲区 稲穂金山地区 暁星第一町内会

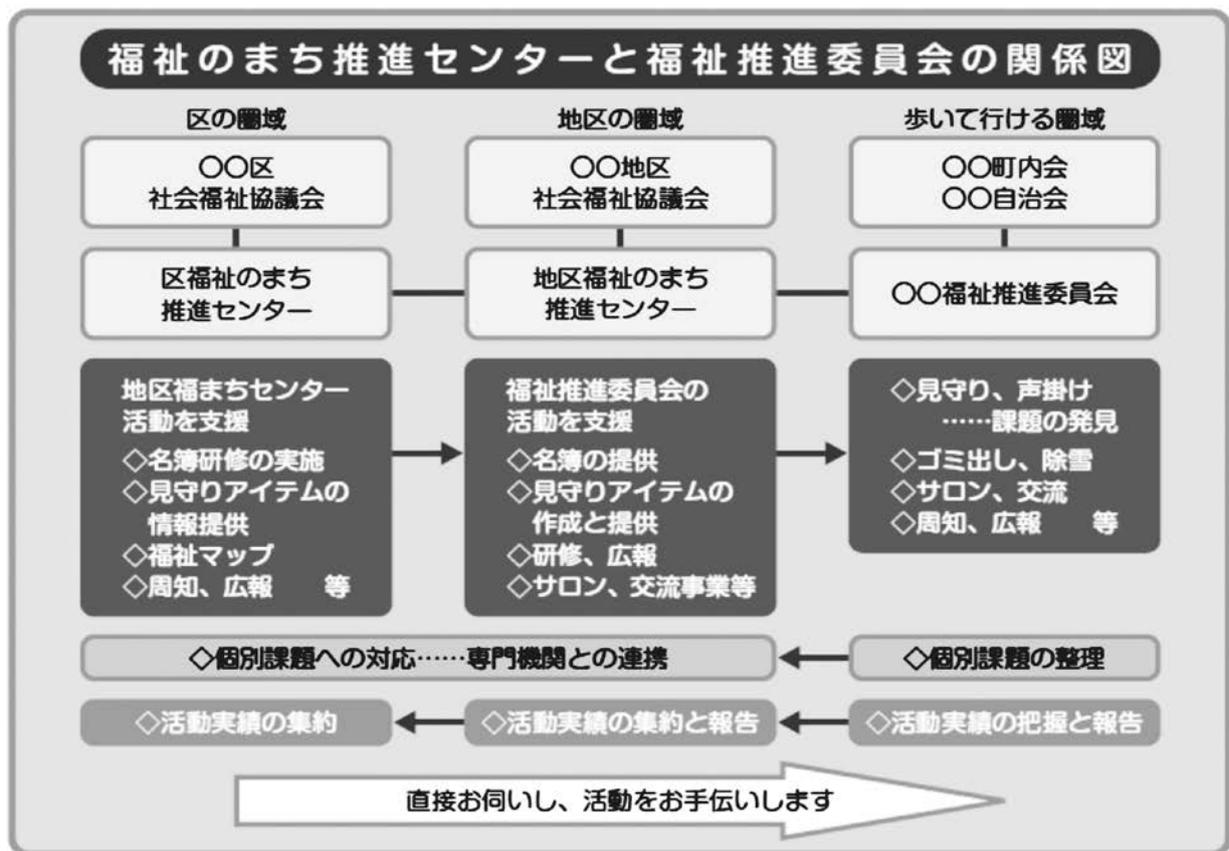
## 区社協の果たすべき役割

### 「コミュニティソーシャルワーク機能」の強化

現在、地区福まちへの支援方法等が統一化・共有化されていないため、組織的・継続的な支援を徹底する必要がある。

今後、地区福まちへの支援をより一層円滑に行うためには、区社協職員の役割認識等を高め、地区と専門機関とのつなぎ役を中心として、コミュニティソーシャルワーク機能を強化することが重要になる。

これにより、地区との深い信頼関係を築き、5年後の将来像を地区と共有することで、更に地区福まちが日常生活支援活動に取り組むよう働きかける。



### 【具体的な取り組み】

- 区社協職員のアウトリーチは、福まちと協働のもと、各福祉推進委員会（単位町内会）にも積極的に行い、地区の現状・ニーズを徹底把握。
- 継続的に見守り・訪問活動等の働きかけを行うことで、福祉推進委員会等での見守り・訪問活動（1,200カ所→1,800カ所）及び、ふれあい・いきいきサロン（250カ所→1,000カ所）、福祉推進委員会の設置（1,200カ所→1,500カ所）の目標到達を実現。
- 地区福まち運営委員会及び事務局会議等が、定期的（月1回又は2か月に1回）に開催されていない地区に対し、継続的な開催を働きかけ、全地区での定期開催を実現。

## 市社協の果たすべき役割

### 「スーパーバイズ機能」の強化

市社協は、区社協による地区福まちへの支援等がより一層円滑に行われるよう、市社協から区社協に対するスーパーバイズ機能を発揮することが求められる。

市社協は、区社協を定期的（年2回を目途）に訪問し、区社協による地域の把握、分析、地域への働きかけ、支援状況等をヒアリングし、キーパーソンや地域特性等に即した具体的なアプローチ方法をともに考え、アドバイス等を行う。

## 地域支援と個別支援の記録を残す

### 社協活動の「見える化を徹底します」

各種の相談支援等が、組織的に継続した支援となるよう徹底し、効率的な形で進めていく必要がある。特に、地域支援はこれまで辿ってきた歴史や地域の事情、活動者等、前任者の関わり方等を踏まえ、今後の展望を描く必要がある。

そこで、コミュニティソーシャルワーク業務を遂行するため、共通の様式を作成し、記録の管理や共有化を徹底するとともに、市民や行政等への説明の材料となるよう記録を整備する。

### 様式の種類

地区毎に作成	地域支援・個別支援業務にて作成
福まち基本情報シート	地域支援援助記録票（会議・打合せ・研修・行事用）
町内会・自治会基礎データ	地域支援援助記録票（個別相談用）
地区社協年表	個別支援対応票
地区社協組織図	個別支援援助記録票
福まち構成図	個別支援検討会議報告書
課題分析票	
支援計画票	
支援実施票	

## ■事業を行った評価

札幌市社協として、地区福まち、区・市社協の将来像を明確にしたことで、達成目標が定まり、地区福まちなりのコーディネート機能、区社協のコミュニティソーシャルワーク機能、市社協のスーパーバイズ機能の強化に取り組む機運が高まった。

また、共通の様式を定めたことで、地域支援や個別支援にかかわる支援内容や経過などを整理し、記録を事業報告や事例発表、ホームページ、広報誌等に活用しながら、地域福祉実践の「見える化」を図ることで、市民や行政等にとって必要とされる社協に一歩一歩近づいていくといえる。

# 配食サービスと配食ボランティア ～高齢者を支える高齢者～

## ■事業を開始したきっかけ

平成6年、町の委託事業として配食サービス事業を社協で請け負うこととなった。当時の女性会などの各種団体に声をかけ、集まった人たちで給食ボランティア会という団体を設立。その当時は国や道の補助金があり、ボランティアは40名で1回に作るお弁当は50～70食程度あった。

平成17年に国や道の補助金が廃止になったため、町が事業の見直しをした。その結果、配食ボランティアの会は解散した。

しかし、会の数名により続けたい意向の申出があり、町に検討を依頼。社協も協力して「ポピーの会」を設立し、現在に至る。

## ■活動内容

### 1. 委託事業の概要

委託事業名	ニセコ町配食サービス事業		
委託期間	H28年4月1日～H29年3月31日（H6年4月より継続委託）		
委託料	配食ボランティア作成	1食	520円
	その他業者作成	1食	830円
利用者負担	1食	200円	

### 2. 配食サービス事業の利用状況

利用者	36名（男性12名／女性24名）うち夫婦世帯5件		
実施日	毎週水曜日		
作成業者	「ポピーの会」	月2回（第1・3水曜日）	
	その他業者委託	月2～3回（第2・4・5水曜日）	

### 3. 現在のポピーの会

人数	12名（2班編成）
年齢	66歳～87歳の女性
	・1班と2班で月1回ずつ無償ボランティアにてお弁当を作ってもらっている。
	・献立は全てボランティアさんに考えてもらい、買い物も各自でお願いしている。
	・お弁当の配布は社協職員2名で行っている。



特に「こうしてください」などの注文はせず、このように自分達で献立を考えてくる。ボランティアのお弁当の予算は1個520円である。その予算の中で買い物も全てお任せしている。会員の家にいる食材や、農家の提供品なども自主的に活用している。

あえて会員に何も言わないことが、信頼を生み自主性がでていないのではないかと考える。



## ▶ 事業の効果と今後の課題

### ● 事業の効果

#### \* ボランティア \*

お弁当を作ることが生きがい→ボランティアの意欲向上  
結果、介護予防「サロン」的な役割になっている

#### \* 利用者 \*

安否確認や声かけ→生活の実態が見聞できる  
生活の孤立感や確執緩和効果→誰かが作ってくれているという安心感

### ● 今後の課題

#### \* ボランティア \*

ボランティアの高齢化→現在の平均年齢75歳  
ボランティアの育成・確保  
高齢者の特性に配慮したメニューの作成

#### \* 利用者 \*

認知症発症者による時間増→家に居ない、お金が払えない  
対象者や回数の見直し→行政と検討

## ■ 事業を行った評価

配食サービス事業を通じて、ボランティアが自分達でメニューを考え、食材選びをし調理することで、「他人のためではなく自分のために」と生きがいを持つことができた。現在ボランティアの数は高齢化で減少傾向。一人分の作業量は多く苦勞している。しかし、11年以上継続されてきた配食ボランティアを、今後も社協はサポートしていきたいと考える。

# 人でつながる 想いで広がる わかもの就労支援 ～当事者の心に寄り添う浦河町のネットワーク～

## ■事業を開始したきっかけ

浦河町では「当町における未就労の若者が社会的に自立できるよう、総合的な就労支援を行うものとする。」という基本方針の基、浦河町社会福祉協議会に業務委託され実施している事業である。

## ■活動内容

### 1. 「わかもの（若者）就労支援事業 こんぱす」について



拠点部屋「アンカールーム」に  
設置されている看板

事業形態：浦河町より浦河町社会福祉協議会に委託  
対象者：町内在住または在学・在職の経緯のある、義務教育修了後から概ね20歳代の方  
実施期間：平成24年度（23年度は準備期間）より現在  
実施場所：浦河町勤労青少年ホームの一室が拠点  
スタッフ：相談員1名（女性）、コーディネーター1名（男性）  
事業内容：就労に関する相談、就職活動に関する個々のニーズの応援、就労後のフォロー ほか

### 2. 浦河町における「ネットワーク」のあらまし

「浦河町若者就労支援事業」を実施する中でも、必要不可欠である浦河町内のネットワークが構築されるまでの流れの一つには、以下のような経過がある。

- 平成11年度「子どもの虐待に係るネットワーク」創り開始（浦河保健所管轄三自治体にて）
- 平成12年度「～ネットワーク」メンバーの調整ほか
- 平成13年度「浦河管内子どもの虐待防止ネットワーク」設立
  - ※精神神経科医師、医療ソーシャルワーカー、浦河保健所管轄三町の児童福祉関係課職員、福祉施設職員、児童相談所関係職員等で構成
  - ※当事者参加型の「応援ミーティング」の月例開催、被虐待児童等の回復に向け、あるいは自ら身を守る術を見につけること等を目的とした「子どもプログラム」等の研究・実施
- 平成23年度「浦河管内子どもの虐待防止ネットワーク」解体
- 平成23年度「浦河町要保護児童対策地域協議会（略：浦河町要対協）」設置
  - ※児童福祉法（平成16年法律第153号）で「地方公共団体は要対協（略）を置くことができる」とされていたが、平成23年度に実質、設置を強制という流れとなったため

※現在、学校教育・児童福祉分野において、児童・生徒及びその家庭等に何らかの課題が生じた際には、「浦河町要対協」を組織する関係機関がそのネットワークを活用し、当事者を含め（組織内の専門家等が当事者を含めるべきではないと判断した特殊な事象は除く）、各種課題に対し、柔軟かつ円滑に対応することが可能な流れとなっている。

### 3. 浦河町のネットワークが大切にしてきたもの

“こんぱす”内での相談対応・応援方法にも通ずる、これまで浦河町のネットワークが当事者や関連課題に関わるため大切にしてきた事項は、以下のようなことが挙げられる（一部のみ掲載）。

- 「一見“型破り”に見えるアクションは“問題行動”等ではなく“（SOSの）サイン”である」という捉え ⇒⇒⇒【児童・生徒の行動に対しての捕らえ方】
- 「“苦勞（問題とは言わない、捉えない）”のある方や、その家族を応援させていただく」という気持ち ⇒⇒⇒【支援するという感覚ではなく応援させて欲しいという感覚】
- 「“指示”、“指導・教育”ではなく、応援（但し、決して見守り・様子見に留まらない）である」という視点 ⇒⇒⇒【こうあるべきだとか、強制・強要ではなく“応援”という視点】
- 「一人（一機関）で抱えず他機関にも相談し皆で関わる（押し付け、バトンタッチではない）」という習慣 ⇒⇒⇒【当事者を中心に置き、皆で連携して応援する】
- 「眉間にシワを寄せない（真剣だが決して深刻でない）会議こそ良い話し合いの場である」という認識 ⇒⇒⇒【深刻な雰囲気からは良いアイデアが生まれづらい】
- 関係機関が当事者の“練習や実行、振り返りの応援役”、“その報告を受ける役”、“励まし役”等の分担があるのが理想 ⇒【当事者自身が自己の研究・評価等がしやすい状況づくり】
- 当事者や課題に対し「期待はしないが、諦めない（慌てず、急がず、じっくり、じんわりと…）」という関わり ⇒⇒⇒【期待をし過ぎると上手くいかなかった時の反動が大きい】
- 「あくまで、当事者自身が“主役”であり、関係機関（者）は単なる“登場人物”である」という感覚 ⇒⇒⇒【課題に対し関係機関主導となるのではなく、当事者主体で】

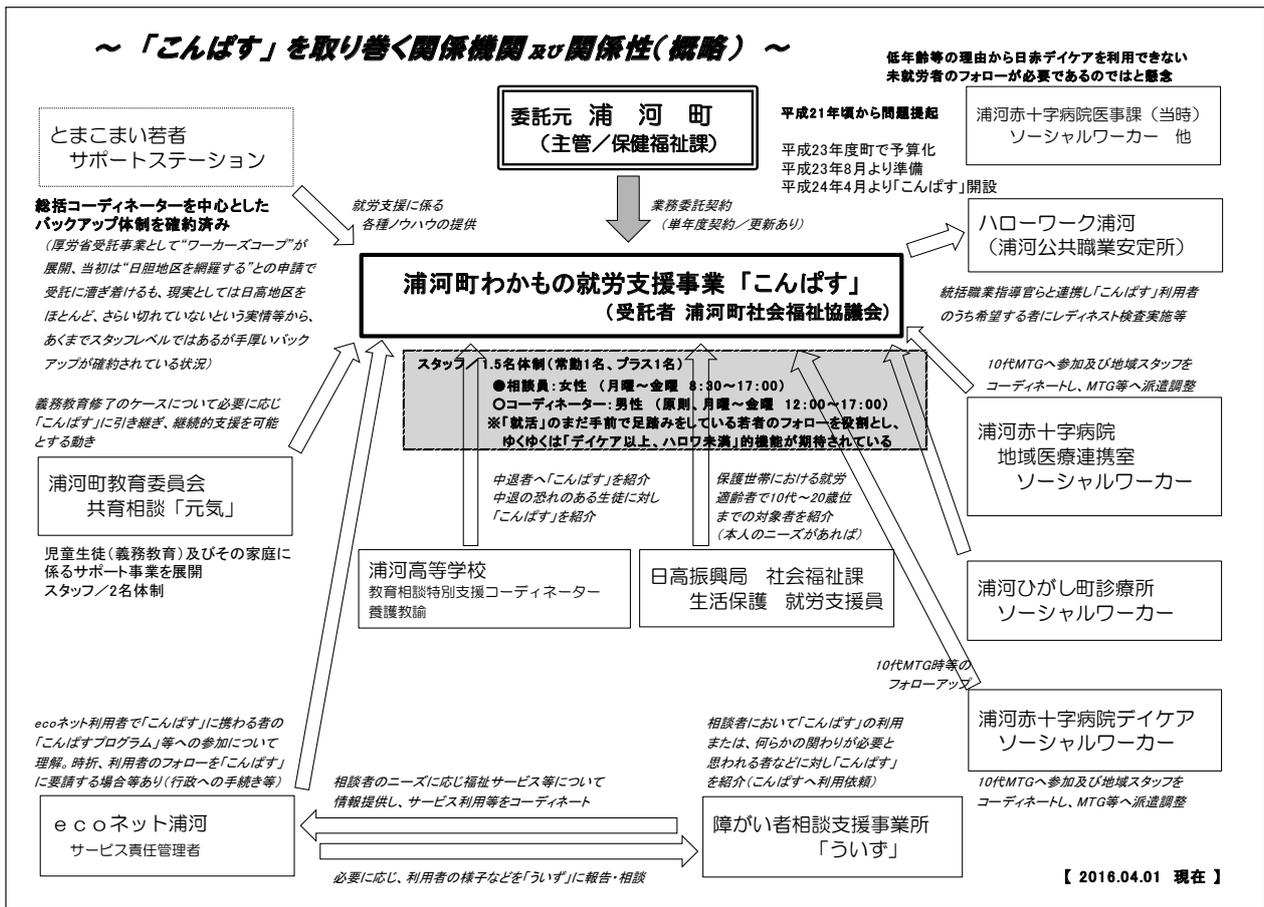
### 4. 形にとらわれず、型にはまらず利用者と併走… “こんぱす”の取り組み

“こんぱす”の考え方・方針については、以下のとおりである。

- 就職ありきの支援（応援）機関ではない（斡旋機関でもない）
- あえて、きっちりした「〇〇プログラム」等と型にはめずに、利用者に寄り添う中でニーズを把握し併走しながら進み歩んだ結果、振り返るとプログラムになっているという考えに基づく
- 利用者からの「あれをやってみたい！」等というニーズに対し、「無理だ！」「無駄だ！」というスタンスではなく、「それって、どうしたら実現できる？」「とりあえず、やってみよう！」を前提に立案や実施・実現へ向けてのサポートをする
- 「ゆっくり、じんわり型」の関わり（委託元の浦河町からの数字的なノルマや縛りが少ないというありがたさ）
- 浦河町教育委員会相談事業「元気」等との連携や事業交流等



入室に不安を感じる方等のために  
ドア札を設置



## ■事業を行った評価

### 【成果】

- 浦河町要対協の関係機関やスタッフと円滑な関係にあり、安心して利用者に寄り添わせてもらうことができる (いわゆるWin - Winの関係性)
- 高校2年頃から7～8年間、いわゆる「ひきこもり」の状態にあった利用者が就職した (じっくり、じんわりと長期併走・応援できる強み)
- 小さなニーズを把握し、いかなる方法かで実施・実現させ**成功体験を重ねる** (スイーツや漬物作り、露店出店等を通し自己肯定感や自信をUP)

### 【課題】

- 就労した元利用者のフォローやガス抜きも対応するが、元利用者の休業日(土・日曜等は“こんばす”も休業のため要予約)の対応が不十分
- 小規模自治体特有の世間体を気にし過ぎる町民気質等が災いしているのか、**潜在的利用者の把握がなかなか難しい状況**
- 上記と類似する理由及び、**利用者の状態・状況がなかなか理解されづらく**(偏見等もあるのか)、体験就労の受入れ先等の開拓が難しい

# キャラクター"トヨッピー"を活用した 社協事業PRについて

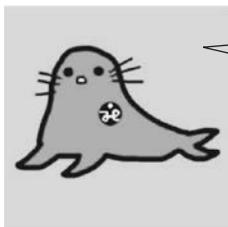
## ■事業を開始したきっかけ

町民の方に対して、社協の堅苦しいイメージを払拭することや、より地域福祉に興味を持っていただくことを目的に、キャラクターを使用し広報活動や各種行事等での活用を行っている。

## ■活動内容

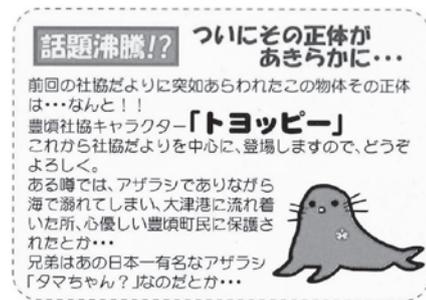
### ・社協だより等の広報誌にキャラクター"トヨッピー"を掲載。

お嫁さん探しや、季節のイラスト等を掲載し、遊び心を持った広報誌作りを行い、興味を持っていただけるように工夫した。



職員が手書きした  
トヨッピーイラスト

当時の  
社協だより



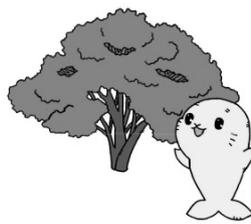
### ・イラスト、トヨッピーが進化しました。

社協だよりが町広報誌と合本する事をきっかけに、印刷業者の協力を得て愛くるしいイラストに変更された。

このイラストで、赤い羽根共同募金ご当地ピンバッジを作成したり、平成28年にオープンした町の施設で、当会が管理業務を行っている福祉活動拠点施設ひだまり交流館には、トヨッピーを散りばめて設置している。



二宮金次郎風



はるにれ



ジュエリーアイス



福祉センター（事務所）



ひだまり交流館入口



ひだまり交流館外壁

## ・職員手作りの着ぐるみが誕生！

キャラクターショーを見たことをきっかけに着ぐるみ製作を検討するが、金額が高額のため断念し、職員がホームセンターや100円均一等で材料を購入し、試行錯誤しながら自己流で着ぐるみを製作。

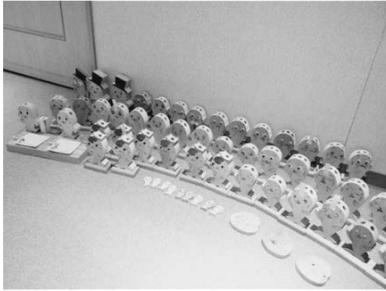
独創的な形と何とも言えない斬新な手作り感、手足が動かないため苦肉の策から考案された口からの名刺交換等異色の着ぐるみとして注目を集めた。



## ・トヨッピーグッズの製作

町民とのふれあい活動を行う中、少量ではあるがグッズも展開し、物産直売所や社協関係施設に設置し、売上を社協地域福祉への寄付金としている。

トヨッピーの浸透とともに、高齢者が趣味を活かしてトヨッピーのぬいぐるみや木製のペン立てを作ったり等、高齢者の生きがい作りにも一役かっている。



### ・新しいトヨッピー着ぐるみの誕生！

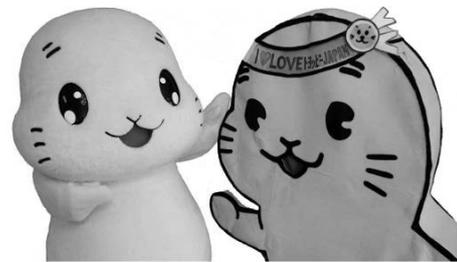
初代着ぐるみが老朽化し「業者に頼んで新調しては？」との声が多数寄せられ、平成29年10月に新しい着ぐるみが誕生した。

製作には、既存の形に近い方が良いのか、丸みのある形が良いのかを町民の皆さんが投票する「トヨッピー総選挙」を行い、形を決めた。

立体的な可愛らしいフォルムになり、"新"着ぐるみも今まで以上に人気となっている。



新着ぐるみ  
トヨッピー2号機



2号機

1号機



## ・活動広がる"新"着ぐるみトヨッピー2号機

新しくなった着ぐるみは、以前より自由に動くことが出来るため、認知症啓発事業RUN伴+のランナーや、ボランティアの余興活動スコップ三味線等、各種社協イベントに町民の皆さんと一緒に参加している。

また、これらのイベントに参加するときには町民の方が衣装を製作してくれる等、新トヨッピー誕生を皆さん喜んでいただいている。



クリスマス



RUN伴+

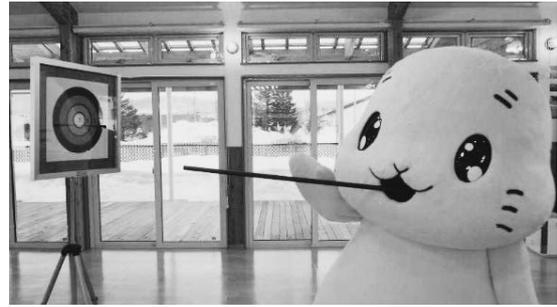


冬服



スコップ三味線





## ■事業を行った評価

キャラクターを使用することで、子どもからお年寄りまで社協に対するイメージが親しみやすくなったと感じる。

以前は、社会福祉協議会と言う堅苦しい名前で何をやっている組織なのか、取っつきにくいイメージが先行し、広報誌に目を向ける機会も少なかったようである。

しかし、実施している事業PRにキャラクターを用いる事で、トヨッピー＝（イコール）社協が定着し、社協の事業である事が一目瞭然なため、気軽な感じで興味を持ち各種行事の参加や啓発に繋がっている。

また、社協だけではなく町のPRにもなっている。

今後は、製作した着ぐるみを活用し、今までよりも社協事業に興味を持っていただけるように努力していきたい。

# 小地域ネットワーク活動活性化事業 ～小学校区を単位としたコミュニティ ソーシャルワークの展開について～

## ■事業を開始したきっかけ

地域住民が、地域の課題に取り組むための活動場所が確保できないという課題を解決するため、本会において「地域福祉活動の拠点づくり事業」として検討委員会を設置し様々な協議を行った。

その検討委員会において、地域課題は多様化・複雑化しており、地域住民の活動場所の確保の課題のみならず、地域にある様々な組織が連携して地域課題を共有し、課題解決に取り組めるような仕組みづくりが重要であるという結論に至った。

そこで、平成24年度より小学校区を単位としながら、地域の組織が取り組むべき課題を主体的に協議し、行政などと横断的に連携して、課題解決に向けた取り組みを行うことを目的とした本事業を展開してきた。

## ■活動内容

### 1. 指定小学校区の選定（3年間指定・指定終了後は地域での自主運営）

- ・市内各小学校区において、地域の特性や社会資源、地域ニーズの地域アセスメントを実施。
- ・取組みが必要であると思われる小学校区を絞り、小学校やその小学校区にある様々な地域組織に事業説明を行い小学校区を指定。なお、本会においては、子どもたちのボランティア活動や福祉教育を進めるために、市内全ての小学校を福祉教育協力校として指定しており、その繋がりを活かして学校へアプローチ。
- ・平成24年度より、毎年1～3校指定しておりこれまでに市内（釧路地区）23小学校区のうち9校を指定。

### 2. 「地域活性化プロジェクト会議（仮称）」の開催

#### ①会議の組織構成

- ・小学校、PTA、中学校、町内会、地区社協、民生委員・児童委員、児童館、老人クラブ、総合型スポーツクラブ、NPO法人、企業など各小学校区の特性により組織。

#### ②会議の回数

- ・年間3～5回実施

#### ③会議の目的

- ・各組織の情報交換を行い、顔の見える関係性をつくり、事業協力をスムーズにする。
- ・地域課題を共有し、取り組むべき課題に優先順位を付け、地域住民が主体となった課題解決の為の取組みを行っていく。



【えがおのまちプロジェクト会議の様子】



【美原ふれあいプロジェクト会議の様子】

※小学校区により、地域活性化プロジェクト会議名を設定

### 3. 具体的な取り組み（一部紹介）

#### ①美原ふれあいプロジェクト

- ・地域の中から「ふまねっと運動」を実施したいという声が上がっているが、当地区においては、市内の中でも地区社協や町内会、老人クラブなどの活動が活発で老人福祉センターや地区会館などがの活動場所を確保することが困難な状況にあった。
- ・小学校より、空き教室を地域の活動に使うて欲しいという声があり、「ふまねっと運動」を空き教室を利用して実施することになった。
- ・「ふまねっと運動」を実際に実施すると、休み時間に児童が「おじいちゃん、おばあちゃん何やっているの？」と一緒に参加するようになった。活動場所を確保することができたという成果の他、「地域の子どもと高齢者の交流」にも繋がった。

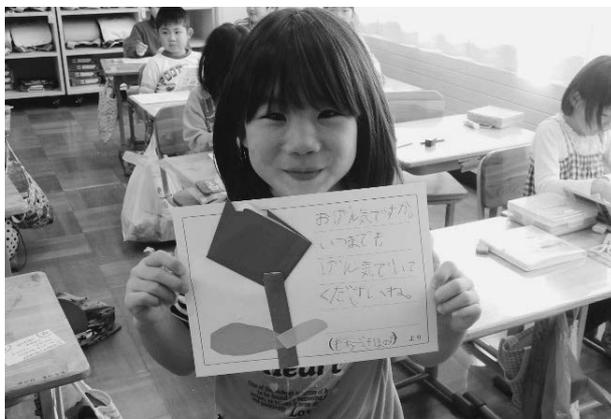


【空き教室を利用し「ふまねっと運動」を実施。児童も一緒に参加】

#### ②えがおのまちプロジェクト

- ・当小学校区は平成24年～26年度の指定であり、これまでにあいさつ運動や学校祭に地域ブースを設けるなど様々な活動を展開してきた。
- ・会議で「子どもたちと地域の高齢者がもっと関わることはできないか？」という意見があり、地区社協が実施している「一人暮らしの高齢者配食事業」に子どもたちが関われないかという協議が行われた。

- ・当事業は、これまで町内会の役員が一人暮らしの高齢者にお弁当を届けていたが、児童も一緒に届けることになった。また、せっかくの機会なのでお弁当だけではなく、「子どもたちからの絵手紙もお弁当と一緒に届けば喜んでいただけるのではないか」という意見があり、1年生から3年生までの児童が土曜活動の中で絵手紙を作成することになった。
- ・日頃、子どもと接することが少ない高齢者は、お弁当と絵手紙を届けると、非常に喜んでくれた。中には、涙を流して喜んでくれる方もいらっしまった。この取り組みは、平成27年度から行っているが、子どもたちの訪問を毎年楽しみにしてくれている。



【1～3年生が絵手紙を作成している様子】



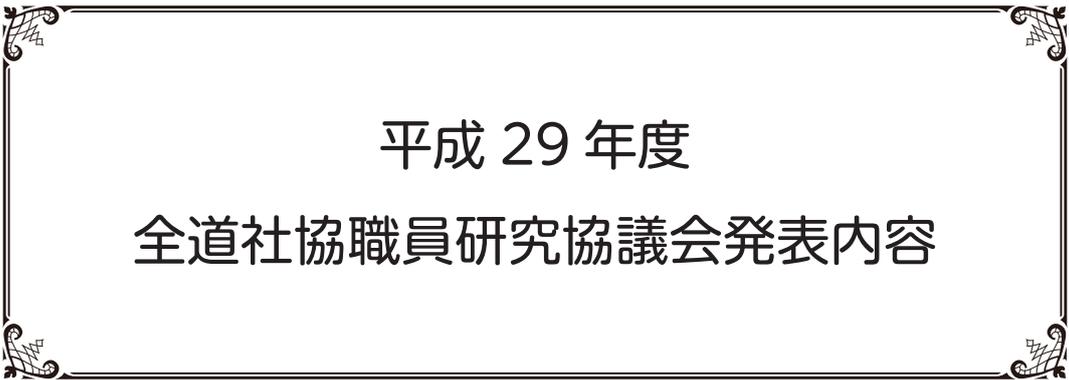
【お弁当と絵手紙を届けている様子】

## ■事業を行った評価

「地域の方々が歩いて行ける距離」ということで、小学校区にエリアを設定し展開してきたが、会議を重ねることで、お互いの組織が顔の見える関係性になり、地域活動の連携がしやすくなった。また、地域では「行事に若い世代の参加が少なくなった」、「役員の高齢化・担い手不足」などの課題を抱えているが、小学校を核として展開することで、子どもの参加やその親（若い世代）の参加にも繋がっている。

本事業は3年間を指定期間とし、その後は地域の自主運営としているが、地域の体力が落ちてきている現状もあり、自主運営が難しい小学校区もあるため、社協としてどのように関わるか、地域住民にどのようにして主体性を持たせるかが課題となっている。





平成 29 年度  
全道社協職員研究協議会発表内容

# 多分野・多世代地域活動拠点・協議体事業 ～市街地常設の共生型活動拠点とその活動～

## ■事業を開始したきっかけ

平成24年から、毎週土曜日に市街地で実施をしていたサロン活動「まちなかおしゃべりカフェ」の活動展開の中で見えてきた、市民が交流し地域活動につながっていくための運営方法や、立地環境などの様々な課題への対応や、地域に混在する世代や分野を超えた様々なニーズ・課題に対応していくことのできる地域づくり、関係者とのネットワーク構築などを目的として、共生型の地域活動拠点を基盤とした事業を開始した。

## ■活動内容（※平成30年3月31日現在）

### 1. 多分野・多世代地域活動拠点「ここほっと」

年齢や障がい、性別などに関わらず誰もが気軽に足を運び、市民の交流や地域参加への参加拡大、生きがいづくりなどを進めていく共生型の地域活動拠点。

- 場所：名寄市西4条南8丁目  
西條名寄店1階
- 開設：毎日 午前10時～午後5時  
※平成30年度から日曜・祝日を定休
- 平成29年度来場者  
8,567人／一日平均約24人
- 平成29年度世代別割合

幼児	14%	小 中	19%
高校	1%	大学	2%
60歳未満	48%	60歳以上	16%

### 2. 多分野・多世代地域活動協議体

分野を超えた関係者が柔軟に集まり、情報交換や新たな活動の創出について話し合うことで、複雑化する地域ニーズや課題に対応していくことのできる、様々な関係機関とのネットワークの拡大を図ることを目的に開催。

テーマは持ち寄り、分野を超えた情報交換・共有を図っている。



■参加者例

社会福祉協議会／ボランティアセンター／行政健康福祉部／障がい支援事業所  
 子育てサークル／高齢者施設／民生委員／町内会連合会／大学

### 3. ファミリー・サポート・センター事業

子育ての住民相互の支え合い活動であるファミリー・サポート・センター（ファミサポ）を市から受託し、その窓口を「ここほっと」に設置することで、子育て世代の来場の拡大につながり、ファミサポの活動をととした世代間交流にもつながっている。

また、サービスを提供する「提供会員」についても、「ここほっと」に来場して初めてファミサポについて知り、提供会員として活動するようになるなど、市民の活動の拡大にもつながっている。

### 4. よろず相談

市民が、気軽に日頃の生活に関する相談をすることができるよう、「ここほっと」に「よろず相談」の機能を設け、相談援助を展開している。

また、平日の午前中は民生委員児童委員が相談員として常駐しており、民生委員活動との連携にもつながっている。

相談は、福祉制度やサービスの利用に関することから、仕事など日常のちょっとした悩みごとなど多岐に渡り、市民が気軽に相談をすることができる環境づくりにつながっている。

### 5. ここほっと月1イベント

世代を超えた市民の交流や地域活動への参加拡大を図ることを目的として、あらゆる市民が気軽に参加することのできる様々なイベントを月に1回開催している。

■イベント例

- 「我が子撮り方講座」 「名寄産業高校家庭クラブ手芸講座」 「塗り絵でカラーセラピー」
- 「お勉強サポート塾」 「ここほっと寄席」 「自閉症啓発デー パネル展」



(我が子撮り方講座)



(名寄産業高校家庭クラブ手芸講座)



## ■事業を行った評価

---

### 1. 年齢・障がいなどに関わらない交流の拡大

「ここほっと」で出会った小学生と高齢者が一緒に遊んだり、子育て中の母親に障がいのある方が相談したり、障がいのある方が幼児の遊び相手になったりと、これまで交流する機会がなかった人達同士での交流が繰り広げられている。

### 2. 市民の地域活動への参加拡大

お茶を飲みに立ち寄った母親同士が、「ここほっと」のボランティアとして活動するようになったり、月1イベントなどをとおしてあらゆる世代の市民が地域活動に参加するようになるなど、これまで地域活動に参加していなかった市民の活動への参加が拡大している。

### 3. 分野を超えた関係者のネットワークの構築

協議体での情報交換やまちなかマーケットをはじめとした様々な活動を関係者と共に行うことで、地域の様々なニーズ・課題に共に対応していくことのできる、分野を超えた関係者のネットワークの構築につながっている。

これらの成果から、環境や働きかけがあれば、年齢や障がいに関わらない交流や活動、関係者のネットワークを生むことができ、それらの活動が昨今必要と言われている、「地域共生社会」へつながっていく。

## 地域交流サロン事業の課題解決へ向けた取り組み ～送迎支援協定締結までの経過から見えてきたこと～

### ■事業を開始したきっかけ

サロン開設当初より、ボランティアスタッフが自家用車を使用して参加者送迎を行っていたが、送迎を担当していたスタッフが平成29年3月末で同サロンを退会することになり、4月以降の送迎体制を再構築する必要性が出てきた。

同サロンは、帯広市内南部に位置する農村地域（清川地区）で開催している。参加対象者は、サロン会場（小学校併設の地域交流スペース）を中心に約半径5キロ圏内に在住している高齢者であり、徒歩で参加することは難しい。公共交通機関は同地区と帯広市街地を結ぶデマンドバスしかない。

### ■活動内容

#### 1. 帯広市における地域交流サロン事業の概要

- (1) 事業開始：平成15年度
- (2) 対象：高齢者、障がい者、子育て中の人など
- (3) 目的：ふれあいと交流の場の提供
- (4) 開設箇所：30箇所（平成28年度）
- (5) 延参加者：21,571人（平成28年度）
- (6) 実施主体：地域を基盤に活動する住民組織やボランティア等
- (7) 助成金：2,000円/開催1回（平成28年度）
- (8) 参加費：100円
- (9) 連絡会：情報共有や意見交換等を目的に年2回開催

#### 2. 地域交流サロン事業活動実績

	サロン数(件)	実施回数(回)	参加者数(名)	ボランティア数(名)	参加者数計(名)
平成16年度	5		2,104	809	2,913
平成17年度	6	250	4,415	1,457	5,872
平成18年度	8	296	5,292	1,937	7,229
平成19年度	11	356	6,829	2,489	9,318
平成20年度	12	383	7,695	2,858	10,553
平成21年度	16	451	10,309	3,427	13,736
平成22年度	19	528	11,660	4,053	15,713
平成23年度	21	626	13,628	4,852	18,480
平成24年度	23	650	13,720	5,130	18,850
平成25年度	26	705	14,493	5,758	20,251
平成26年度	28	757	14,911	6,133	21,044
平成27年度	30	841	15,660	6,665	22,325
平成28年度	30	841	14,998	6,573	21,571

### 3. 農村地区サロンの実践経過～送迎支援協定の締結までの取り組み～

#### (1) 対象サロンの概要

- ①サロン名：清川ふれあい広場
- ②開設場所：帯広市清川町（人口：140、世帯数：85）清川小学校地域ふれあい館
- ③設立年月：平成23年4月
- ④実施回数：月2回(第2・第4水曜日)
- ⑤スタッフ：清川町在住者6名（60代～80代）
- ⑥送迎支援：スタッフが自家用車で送迎
- ⑦活動内容：茶話会、昼食会、レクリエーション、小学校との交流行事など

#### (2) 課題解決へ向けた話し合い

##### ①課題の整理

スタッフ確保が難しい（自家用車での送迎を嫌がる）  
現スタッフも自家用車での送迎に不安を感じている  
地域住民は毎回楽しみに参加している

##### ②課題に対する意見

スタッフの思いは⇒なんとかしてサロンを続けたい。  
考えられる支援⇒民間の交通機関や福祉団体の協力  
\* スタッフ確保も含め、地域の情報収集を行うことにした。

#### (3) 情報の収集

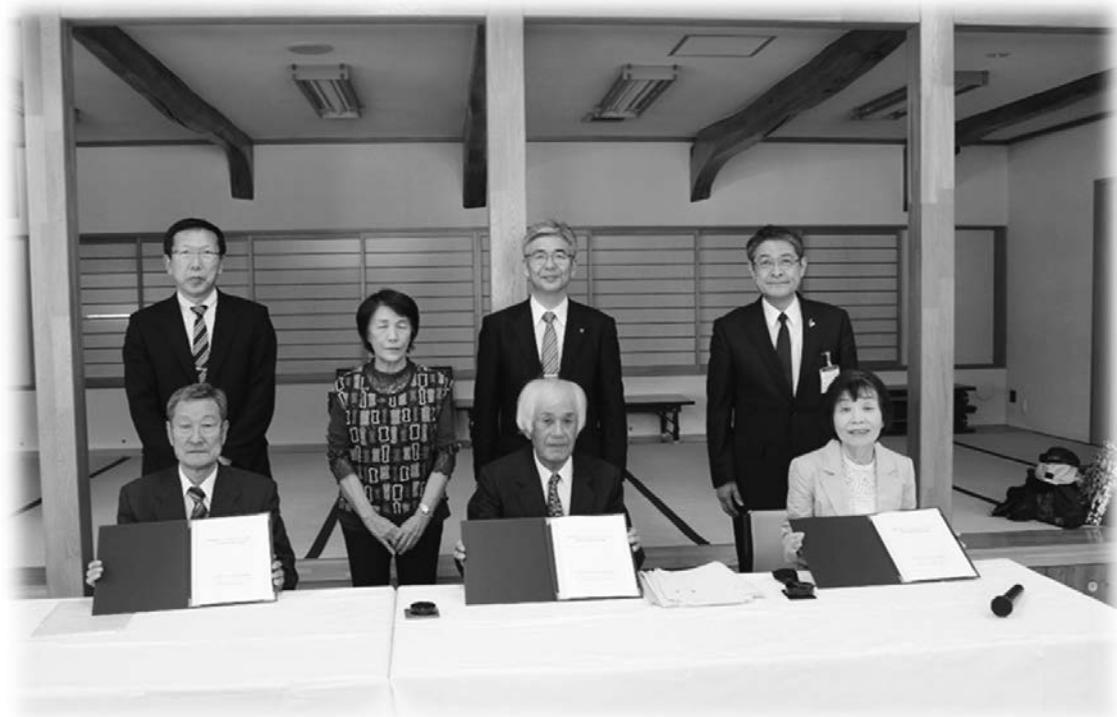
- ①スタッフの確保⇒自家用車による送迎がなければ、手伝い可能な地域の住民を数名確保。
- ②地元の交通機関⇒送迎にかかる協力を打診→協力は難しいとの回答  
\* 全道的に旅行者の小団体化が進み、ジャンボタクシーのニーズが非常に高まっているため、通年で  
の安定的な送迎支援を約束できないとのこと。
- ③帯広市が実施するデマンドバス（民間委託）  
清川地区において、同一区域内の乗降車が可能であるが、運行時間がサロン開催時間と合わず利用が  
難しい。
- ④近隣の社会福祉法人への協力依頼  
デイサービス事業で使用している送迎用バスの空き時間を活用した送迎支援を法人内で検討してくれ  
ることに！



**結果：地域貢献として協力可能との回答があり、具体的な送迎支援体制を構築することに！**

#### (4) 送迎支援体制の整備

- ①協力者：地域の社会福祉法人
- ②対象者：サロン参加者13名
- ③実施日：月2回
- ④補 償：全社協「送迎サービス補償」
- ⑤経 費：送迎に使用するバスの燃料費を同サロンが負担する（社協から一部を助成）
- ⑥協 定：三者協定（社会福祉法人・サロン・市社協）の締結



▲三者協定調印式の様子、サロン会場となっている小学校の校長先生も出席



▲第1回目の送迎では社会福祉法人が運営している  
特別養護老人ホームの施設長がバスの運転を担当

## ■事業を行った評価

---

本事例をとおして得られた地域の課題解決のためのポイントは、以下のとおりである。

- ・地域住民を巻き込んだ活動
- ・地域の様々な団体とのつながり
- ・地域活動実践者の自発的かつ継続的な活動を支援
- ・課題解決の近道⇒関係者が困りごとを自分のこととして捉える姿勢
- ・負担感よりも達成感を味わうことができる環境づくり

市内の他の地域交流サロンにおいても、参加者の移送の問題、スタッフの高齢化・担い手不足、地域の関係団体との連携などの課題がある。社協としては、上記ポイントの根っこにある「人と人のつながり」に焦点をおいた支援を展開することで、地域課題の解決へつなげていきたいと考えている。

# 学校教育と連携した福祉教育 ～学齢期に応じた講座～

## ■事業を開始したきっかけ

児童・生徒の夏休み期間を利用して、町内の福祉施設の体験事業を行っていたが、年々参加者の減少、また、小さな時からボランティア精神を育むことが薄れてきている状態が、この事業に結びついたきっかけとなった。

## ■活動内容

事業名	参加対象	内容
夏休み福祉体験	小5～中学生	福祉施設での介助体験 ※福祉のこころを育てる

## 各事業の参加状況

	夏休み	秋休み
H 20	6人	
H 21	6人	
H 22	5人	
H 23	5人	
H 24	5人	
H 25	7人	6人
H 26	7人	1人
H 27	2人	2人



**H27激減**



要因は？何？

要因は？？

- ・夏休み中にも毎日部活動の練習がある
- ・部活動の合宿と重なる
- ・習い事をしているから参加したくてもできない

27年度に職員で検討し、学校に出向き福祉教育を進めよう！



車いす体験 ～ 全体的に怖かった。恐怖感を感じた。何も言われなくて動かされるとすごくびっくりした。車いす介助をするとき、利用者を安心させるためにうまくやってあげたい。

全盲体験 ～ 全盲での歩行は、全くどこを歩いているのかわからなくて不安だった。しかし、介助の人に話しかけてもらうだけで安心したり、動きやすくなったりしたので、声をかける事がいかに大切かがわかった。

～体験の様子～



## ●H29年3月2日 春松小学校4年生 17名

ねらい 視覚障がいについての理解 関わり方を学ぶ

分野	社協の関わり
物をあてる	目隠しをして、物を触って当ててみよう
階段を歩く	目隠しをして、2人1組で階段を歩く（利用者・介助者）
教科書を見る	ゴーグルを装着し、視野が狭い事で見づらさを体験

～生徒の感想～

体験前

- ・視覚障がい者と聞いた時のイメージは大変そうと思いました。

体験後

- ・ガイドヘルパーさんたちは、こんなに難しいお仕事をされていると思った。
- ・視覚障がい者の人にもっともっとやさしく接したいと思いました。



事業名	参加対象	内容
秋休み福祉職場体験	高校生	秋休み期間を利用し、町内の福祉施設や保育施設などの体験 ※進路の一助として開催

●H28年9月30日 羅臼高校ボランティア部 3名

選択型

社協の仕事・赤い羽根共同募金の仕組みを理解する  
ねらい 秋休み期間を利用し、自分の将来や進路について学び考える

～生徒の感想～

- ・福祉という仕事が、介護だけではない事がわかりました。
- ・赤い羽根は全国的に行っていることなので、募金しようと思いました。



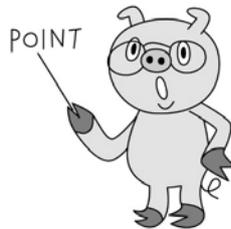
■事業を行った評価

- ・年々生徒の数も減少している中で、その年代にあった福祉教育を推進し福祉を担う人材を育成すること
- ・職員自ら出向き、教員との関わりを通し福祉への理解・関心を持っていただくこと
- ・社会福祉協議会の仕事を理解してもらうこと



そのためには！

- ・社協職員のスキルアップ
- ・地域の実状を知る
- ・日頃から学校や地域に出向く







社会福祉施設総合損害補償

# しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

## プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

### ① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	<b>新設</b> 徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】  
定員1名あたり  
入所：1,300円  
通所：1,390円

- ② 個人情報漏えい対応補償    ③ 施設の什器・備品損害補償
- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
  - オプション2 ● 医務室の医療事故補償
  - オプション3 ● 看護師の賠償責任補償
  - オプション4 ● 借用不動産賠償事故補償
  - クレーム対応サポート補償 **新設**

## プラン2 施設利用者の補償 (普通傷害保険)

### ① 入所型施設利用者の傷害事故補償    ② 通所型施設利用者の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間1年、職種級別A級

▶保険金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	800円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	500円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
①入所型施設利用者	1,310円
②通所型施設利用者	990円

③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償  
施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

## プラン3 施設職員の補償 (労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

### ② 施設職員の傷害事故補償 (10口まで加入できます)

保険期間1年、職種級別A級

▶保険金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	140万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	1,500円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	600円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
施設役員・職員 1名1口あたり	3円(1日あたり) 780円(年間：週5勤務の場合)

- ① 施設職員の労災上乗せ補償  
● オプション：使用者賠償責任補償 **改定**
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償

## プラン4 社会福祉法人役員等の補償 (賠償責任保険)

### 社会福祉法人役員等の賠償責任補償 **改定**

保険期間1年

▶保険金額	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 ▶ **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**  
 (引受幹事) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
 (保険会社) TEL: 03(3349)5137  
 受付時間：平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 ▶ **株式会社 福祉保険サービス**  
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
 TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

平成30年度

# 北海道内社会福祉協議会の 取組み事例集



発行：平成30年7月  
社会福祉法人 北海道社会福祉協議会  
北海道社協職員連絡協議会

〒060-0002  
札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2・7 2階  
TEL:011-241-3977 FAX:011-271-3956